



2014年8月15日

損保ジャパン日本興亜ヘルスケアサービス株式会社

## 「ストレスチェック義務化」対応パッケージ提供開始

損保ジャパン日本興亜ヘルスケアサービス株式会社（東京都千代田区 社長 今井達也）は、今般の「労働安全衛生法の一部を改正する法律」公布を受け、本日から「ストレスチェック義務化対応パッケージサービス」の提供を開始します。

### 1. 開発背景

メンタルヘルス対策の充実・強化等を目的として、労働者数50人以上の全ての事業場にストレスチェックの実施を義務付ける「労働安全衛生法の一部を改正する法律」が2014年6月25日に公布されました。労働者のメンタルヘルス不調の未然防止のため、医師、保健師等による検査（ストレスチェック）の実施や労働者が希望した場合、医師による面接の実施が事業者には義務付けられます。

ストレスチェックを実効性ある仕組みとして機能させるためには、次のような点に留意する必要があります。

- ・一次予防（労働者のメンタルヘルス不調の未然防止）に主眼を置く
- ・労働者自身のストレスへの気づきを促す
- ・ストレスの原因となる職場環境の改善につなげる

当社では今回の法律改正内容を満たすと同時に、上記目的を実現し、ストレスチェックの導入による効果を実感できるようパッケージサービスの提供を開始いたします。

具体的には、信頼性・妥当性が証明されている「職業性ストレス簡易調査票※」をチェックツールとして採用し、労働者個人の心理的な負担の程度やストレスの原因となる職場環境までを分析します。加えて企業の産業医や産業保健スタッフ等と連携し、積極的なメンタルヘルス対策サービスを今回の義務化対象企業様に提供して参ります。

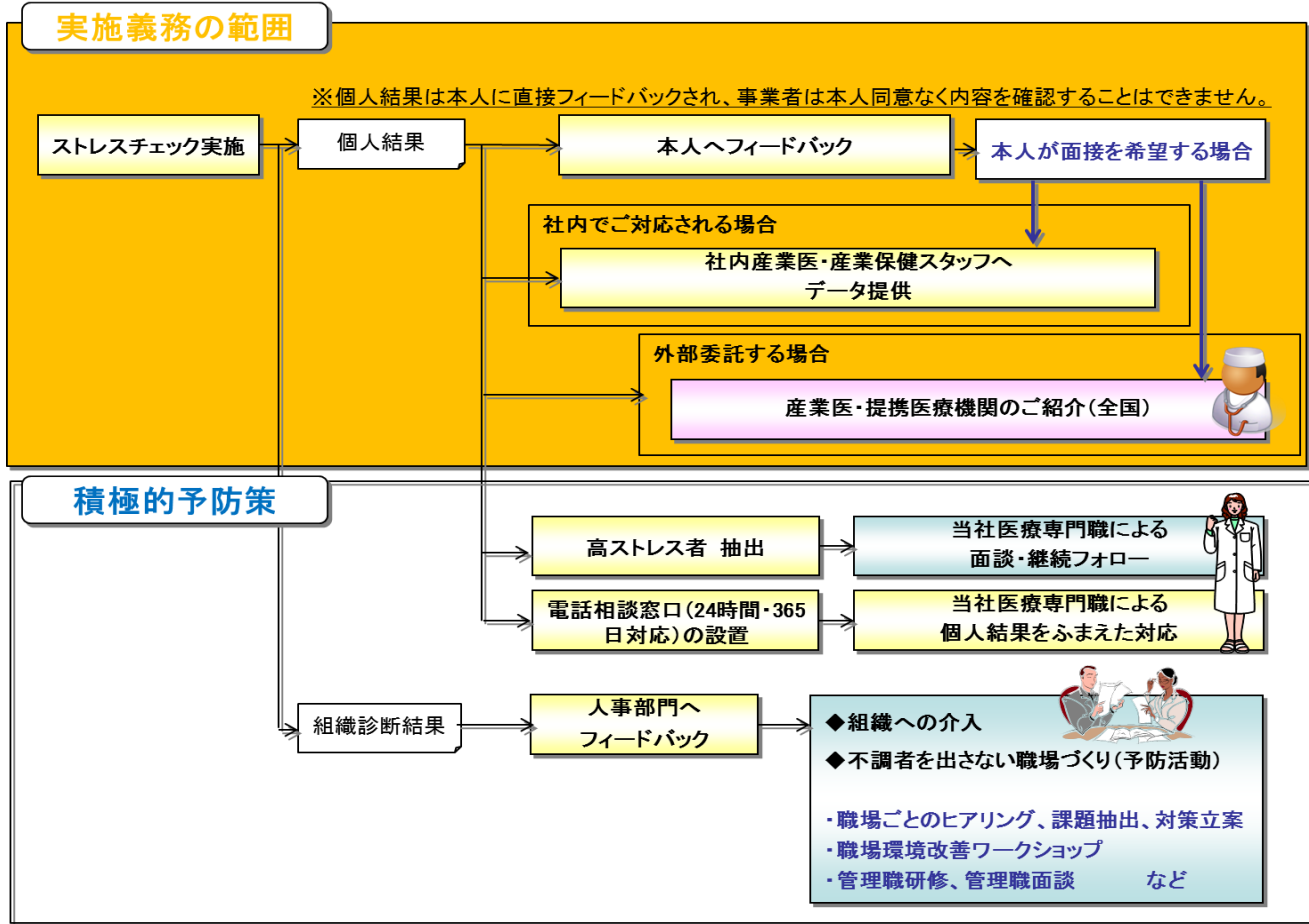
※旧労働省（現厚生労働省）「作業関連疾患の予防に関する研究班」ストレス測定研究グループが、労働省からの委託を受け、現場で簡便に測定・評価することができ、かつ、信頼性・妥当性の高い調査票として開発したものです。

### 2. サービス概要

以下（1）～（4）は、今回の法律改正を踏まえた実施義務の範囲を満たすサービス内容で、（5）～（9）は、積極的予防策として提供するサービス内容です。

- （1）ストレスチェック実施（Web・質問紙の提供）
- （2）ストレスチェック結果の本人へのフィードバック
- （3）産業医へのストレスチェック結果データ提供
- （4）産業医・提携医療機関のご紹介
- （5）高ストレス者の抽出
- （6）当社の医療専門職による面談・継続フォロー
- （7）電話相談窓口
- （8）組織診断結果分析と人事部門へのフィードバック
- （9）組織診断結果を踏まえた、組織への介入・職場環境改善活動提案





### 3. 今後の展開

当社は創業来、企業の人事労務・産業保健部門と連携して適切な産業保健体制を構築支援するというスタンスで事業に取り組んでおり、今回のストレスチェック義務化対応を契機に、1次予防（メンタルヘルス不調の未然防止）のみならず2次予防（早期発見・早期対応）さらには3次予防（職場復帰支援等）まで含めた総合的な提案をこれまで以上に推進して参ります。

<本件に関するお問い合わせ先>

損保ジャパン日本興亜ヘルスケアサービス株式会社

コンサルティング本部 矢野 / 渋谷

TEL : 03-3262-3051 メール : [info@snhs.co.jp](mailto:info@snhs.co.jp)

#### <会社概要>

- 【社名】 損保ジャパン日本興亜ヘルスケアサービス株式会社
- 【設立日】 2007年4月2日
- 【資本金等】 7.9億円（資本金4.95億円、資本準備金2.95億円） \*NKSJホールディングス株式会社 100%出資
- 【本社所在地】 東京都千代田区二番町11-7 住友不動産二番町ビル2F
- 【代表者】 代表取締役社長 今井 達也
- 【事業内容】
  - ・メンタルヘルス対策プログラムおよびメンタルヘルスケアの各種支援ツールの研究・開発
  - ・企業のメンタルヘルス対策に関する産業保健体制の支援
  - ・企業のメンタルヘルス対策に関連した制度構築等に対するコンサルティング業務

